

Kyoto Makers Garage (KMG) 会員利用規約

Kyoto Makers Garage はモノづくりを志すすべての人のための場所です。当施設をご利用になられる際は、会員利用規約を遵守して下さい。本規約をお守り頂けない場合、次回からのご利用をお断りさせて頂く場合がございます。予めよくお読み頂き、ご理解ご了承のお願い申し上げます。

(利用目的)

当施設は主にモノづくりのための利用を原則と致します。宗教や政治等の目的、法律に反する目的、その他、非常識的な行為等によるご利用は固くお断り致します。

(会員の登録)

当施設のご利用に際し、会員登録をしていただくと月額利用料金でご利用が可能です。登録希望者は登録申込書を運営者（株式会社 Monozukuri Ventures。以下同じ。）に提出し、初期費用及び初月にかかる月額利用料金をご利用開始日までに運営者にお支払いください。（毎月 16 日以降に登録の方は、当月分の月会費が半額になります。）これらの支払い完了の確認をもって運営者と登録希望者の間で当施設の利用についての利用契約が成立し、登録希望者は会員資格を取得します。

会員登録の申込は必ず当施設を利用する個人又は法人自身が行わなければならない、原則として代理人による登録申込は認められません。また、当施設の利用を希望する者は、登録の申請にあたり、真実、正確かつ最新の情報を当社に提供しなければなりません。運営者は、運営者の基準に従って、登録希望者の登録の可否を判断し、運営者が登録を認める場合にはその旨を登録希望者に通知し、この通知により登録希望者の会員としての登録は完了したものとします。

運営者は、登録を申請した者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。

- (1) 本規約に違反するおそれがあると運営者が判断した場合
- (2) 運営者に提供された登録事項の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
- (3) 過去に当施設の利用の登録を取り消された者である場合
- (4) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合
- (5) 反社会的勢力等である場合
- (6) その他、運営者が登録を適当でないと判断した場合

会員は、登録した情報に変更が生じた場合は、運営者が指定する方法で届け出をおこなってください。届け出がなかったことで、会員が何らかの不利益を被った場合、運営者には一切の責任を負いません。

(利用料金及び月額利用料金の支払)

原則、利用料金はクレジットカードでお支払いいただきます。

月額利用料金は毎月所定の日（当施設休業日の場合はその前営業日）までに、翌月の月額利用料金をお客様指定のクレジットカードでお支払いいただきます。

クレジットカードでのお支払いができない場合は、運営者指定の銀行口座に振り込みをしていただくか、当施設にて現

金支払いをお願いします。この場合、振込に係る振込送金手数料等、支払いに要する費用は会員の負担とします。

（ご利用時間）

当施設の営業時間は 10 時から 19 時までです。

上記時間内での利用が可能です。利用時間は準備及び後片付けを含みます。退室前に必ず後片付けの確認と運営者が定める点検事項に沿った点検をお願いします。退出時間になりましたら、すみやかに退出をお願い致します。

（休業日）

毎週木・金曜日、および年末年始を休業日とします。

他、休業日については都度連絡致します。

（予約・予約後のキャンセル）

会員は、当施設の利用に際し、予約申込みを行うことが可能です。ご予約の際は、利用日、利用時間、利用機器を特定してください。

予約お申し込み後、やむを得ない理由によりご予約をキャンセルされる場合は、速やかにメールまたは、お電話にてご連絡をお願い致します。なお、ご予約をキャンセルされた際に、キャンセル手数料が発生する場合がございます。キャンセル手数料は、キャンセル後 7 日以内に弊社にお持ち頂くか、別途振込先をご案内いたしますのでお振込み願います。その際振込手数料はお客様でご負担下さい。キャンセル手数料は以下の通りです。

※キャンセル手数料

お申込み日～ご利用日前日：キャンセル料なし

ご利用日当日：ご利用料金の 100%（一般利用者の各マシンの利用料金を意味します。）

（マシンご利用）

マシンをご利用される方は、トレーニングコースの受講が必要となります。トレーニングコースについての詳細は、当施設ウェブサイトをご覧ください。

マシンを利用される際は、別途各機器使用上の注意事項を遵守し、利用ください。注意事項を遵守せず利用し、発生した一切の事故や怪我等運営者は一切の責めを負いません。

（イベント会場貸出し）

会員は、当施設をイベント会場として利用することが可能です。お申し込みは、イベント会場利用申込書を運営者に提出願います。ご利用時間は運営者にご相談ください。利用終了後は利用前の状態まで原状回復してください。

（撮影・取材・写真利用について）

ご自身のホームページやポータルサイト等での使用を目的として、施設内で撮影や取材を行い掲載する場合は、撮影、取材、掲載の各行為について事前に運営者の許可を得てください。

(案内状等の掲示物の設置)

催物案内等の広告物、会議誘導看板等を掲示する場合には、事前に承認を得てください。掲示期間については、運営者
とご相談ください。運営者は掲示期間が終了した掲示物を撤去し、廃棄いたします。掲示物の返還を希望される方は、
掲示物を掲示する際にお知らせください。なお、運営者は、返還を希望された掲示物であっても、掲示期間終了日より
7日を経過しても返還されていない掲示物については、廃棄いたします。

(利用後の原状回復)

- ・利用終了後は利用前の状態まで原状回復してください。
- ・会員が当施設内外の建造物、設備・什器・貸出備品等を破損、汚損、紛失させた場合は、会員は原状回復にかかる
費用及び当該物品が使用不可であることによって生じる損害の全額につき賠償しなければなりません。
- ・利用終了にあたり、当施設内外にごみを残さないようお願いします。

(会員資格の譲渡禁止)

会員は、第三者に当施設の利用権の全部または一部の譲渡あるいは転貸することはできません。会員が、この規約に反
し、当施設の利用権の全部または一部の譲渡あるいは転貸した場合、直ちに利用を停止し、今後一切の利用資格を剥奪
します。また、当施設に損害が発生した場合は、会員は、運営者に対し、その損害を全額賠償するものとします。

(登録取消等)

運営者は、会員において次の各号の一つに該当する行為又は事実があった場合、会員に対し、何らの催告を要せず利用
契約を即座に解除し、強制的に登録を取り消すことができます。なお、運営者が被った実損害がある場合は、運営者は
会員に対し損害賠償を請求できます。登録取消が会員期間の途中でなされたとしても、運営者は、受領済みの月額利用
料金を返還せず、登録の取消しにより会員が被った損害について一切の責任を負いません。

- ①登録申込書のご記入内容に、偽りがあると認められた場合。
- ②管理上または風紀上好ましくないと認められる場合。
- ③暴力行為、反社会的行為、及びそれらの活動、または業務内容が不明確な団体が主催、協賛及び後援等を行う場合。
- ④危険物の持込、または危険物の持込による人身事故、建物、備品等を破損・汚損・紛失した場合。
- ⑤音、振動、臭気の発生等により、周囲に迷惑を及ぼす、またはその恐れがある場合。
- ⑥近隣建物の敷地内、もしくは道路交通法に違反して路上等にバイク・自転車を駐輪、又は自動車を駐車した場合。
- ⑦月額利用料金及びその他の支払いを1か月以上滞納したとき
- ⑧当方からの注意に従わず、または本規約に違反すると判断した場合。
- ⑨運営者、他の会員又は第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で当施設を利用した、又は利用しよう
とした場合（現に損害が生じた場合を含みます。）
- ⑩当施設を宗教や政治等の目的、法律に反する目的、その他、非常識的な行為等により利用した、又は利用しよう
とした場合
- ⑪手段の如何を問わず、当施設の運営を妨害した場合
- ⑫支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若し

くはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合

- ⑬自ら振出し、若しくは引受けた手形又は小切手につき、不渡りの処分を受けた場合
- ⑭差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
- ⑮租税公課の滞納処分を受けた場合
- ⑯死亡した場合又は後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた場合
- ⑰6ヶ月以上当施設の利用がなく、運営者からの連絡に対して応答がない場合
- ⑱その他、運営者が不相当と判断する行為

(会員の更新)

利用契約及び会員資格の有効期間は、毎月1日より同月末日までの1か月間です。利用契約及び会員資格の更新は自動的に行われますが、会員及び運営者は、更新をしない旨を有効期間終了の2週間前までに通知することにより、利用規約及び会員資格の更新を中止することができます。

また更新をしない理由に関しては相手方に対して通知する義務はありません。

(契約の解約)

会員は2週間前に書面により運営者に届け出ることによりいつでも利用契約を解除し退会することができます。ただし会員は、退会月が利用契約及び会員資格の有効期間の途中であっても、退会月の月額利用料金は、その全額を支払う必要があります。

運営者は、本施設の閉鎖または移転などにより利用契約を解除する必要があるときは、1ヶ月以上前に会員に通知します。この解約により会員に何らかの損害が生じた場合でも運営者は一切の責めを負いません。

(免責及び損害賠償)

- ①施設利用中の出来事は、すべて自己責任でおこなってください。施設を利用されたことに起因するあらゆる損害、会員同士のトラブル等に対して、運営者はいかなる責任も負いません。
- ②貴重品や荷物の紛失・盗難について、運営者はいかなる責任も負いません。
- ③当施設は、天災、人災、停電、設備の保障・故障、交通機関のトラブル、仕様変更による内装工事、その他の諸事情によりサービス利用の提供を一時停止する場合があります。これにより、会員に何らかの損害が生じたとしても、運営者は一切責任を負わないものとします。
- ④当方の責に帰すべき事由により、利用申込者が損害を被り、その損害の賠償を当方に請求した場合は、受領した当月の月額利用料金を限度として、賠償するものとします。ただし、利用申込者の損害の内、機会損失を原因とする逸失利益については、その損害の責任を負いません。

(安全管理)

- ・当施設利用期間中は、会員側の責任の下に防災・防犯等の安全管理を行ってください。
- ・会員は非常時に備えて、非常口・防災設備の位置や利用方法を予め熟知してください。
- ・防犯上必要と判断した場合には、使用中であっても荷物や機材等の移動をお願いする場合があります。

・施設内には、危険物の持込みは一切できません。

(反社会的勢力等の排除)

・会員は、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- A 暴力団
- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- F その他AからEまでに準ずる者

・会員は、運営者に対して、自ら又は第三者を利用して次のいずれの行為も行わないことを確約します。

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に係り、脅迫的な言動を行う又は暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて貴社の信用をき損又は貴社の業務を妨害する行為
- E その他AからDまでに準ずる行為

(準拠法及び管轄裁判所)

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2020年3月1日：施行

上記の利用規約に同意いたします。

年 月 日

住所

名称/氏名